

史料 アメリカ合衆国憲法 (1787年)

第1条 (立法権)

第1節 この憲法によって与えられるいっさいの立法権は、合衆国議会に委ねられる。同議会は上院および下院により構成される。

第2条 (行政権)

第1節 (1項) 行政権は、アメリカ合衆国大統領に属する。大統領の任期は4年とし、……

第3条 (司法権)

第1節 合衆国の司法権は、一つの最高裁判所および議会が随時設置を定める下級裁判所に属する。

『史料が語るアメリカ』大下尚一他編，有斐閣，1989年

史料 アメリカ合衆国憲法やフランス人権宣言に影響を与えた思想

●ロック「統治二論」(「市民政府二論」)(1690年)

協同体の維持のために行動している，組織された国家にあつては，ただ一つの最高権しかあり得ない，これが立法権である。それ以外の一切の権力はこれに服従し，また服従しなければならぬのである。しかも立法権は，ある特定の目的のために行動する信託的権力に過ぎない。立法権がその与えられた信任に違背して行為したと人民が考えた場合には，立法権を排除または変更し得る最高権が依然としてなお人民の手に残されているのである。

『市民政府論』鶴飼信成訳，岩波書店，1968年

史料 アメリカ合衆国憲法やフランス人権宣言に影響を与えた思想

●モンテスキュー「法の精神」(1748年)

人が権力を濫用しえないためには、事物の配列によって権力が権力を阻止するのでなければならぬ。……

同一人、または同一人の執政官団体の掌中に立法権と執行権が結合されているときには、自由はない。なぜなら、同じ君主あるいは同じ元老院が暴政的な法律を定め、それを暴政的に執行するおそれがありうるからである。

裁判権が、立法権と執行権から分離されていないときにもまた、自由はない。もしそれが、立法権に結合されていれば、市民の生命と自由を支配する権力は恣意的であろう。なぜならば、裁判官が立法者なのだから。もしそれが執行権に結合されていれば、裁判官は压制者の力をもちうることになる。

『世界の名著28 モンテスキュー』井上幸治責任編集，中央公論社，1972年，井上堯裕訳

●ルソー「社会契約論」(1762年)

人間は生まれながらにして自由であるが、しかしいたるところで鉄鎖につながれている。

「共同の力をあげて、各構成員の身体と財産を防禦し、保護する結合形態を発見すること。この結合形態によって各構成員は全体に結合するが、しかし自分自身にしか服従することなく、結合前と同様に自由である」これこそ社会契約の解決する基本問題である。

『世界の名著30 ルソー』平岡昇責任編集，中央公論社，1966年，井上幸治訳

●ナポレオンのヨーロッパ支配

